省　令

○法務省令第三十三号

手形法（昭和七年法律第二十号）第八十三条及び小切手法（昭和八年法律第五十七号）第六十九条の規定に基づき、昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十六日

法務大臣　岩城　光英

昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令

昭和八年司法省令第三十八号の一部を次のように改正する。

別表新庄手形交換所の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条及び第二十九条ノ八の規定に基づき、危険物船舶運送及び貯蔵規則及び特殊貨物船舶運送規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

危険物船舶運送及び貯蔵規則及び特殊貨物船舶運送規則の一部を改正する省令

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第一条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「から第一条の三まで」を「、第一条の二の二、第一条の三」に改める。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二　特殊貨物船舶運送規則第一条の二の三の規定は、危険物をコンテナに収納して運送する場合に、これを準用する。この場合において、同条第一項中「前条第五号に掲げる貨物の質量」とあるのは「コンテナの質量及び当該コンテナに収納されている物の質量を合計した質量」と、同条第二項中「コンテナヤード代表者」とあるのは「船長及びコンテナヤード代表者」と、同条第三項中「前条及び前項」とあるのは「前項」と読み替える。

第三百九十五条の次に次の一条を加える。

第三百九十五条の二　コンテナの荷送人が、第三十一条の二において準用する特殊貨物船舶運送規則第一条の二の三第二項の規定に違反してコンテナの質量及び当該コンテナに収納されている物の質量を合計した質量として虚偽の質量が記載された資料を船長若しくはコンテナヤード代表者（第三十一条の二において準用する同令第一条の二の三第二項のコンテナヤード代表者をいう。以下この条において同じ。）に提出し、又は第三十一条の二において準用する同令第一条の二の三第一項の規定に違反して同項各号のいずれかの方法による計量を行わずにコンテナの質量及び当該コンテナに収納されている物の質量を合計した質量が記載された資料を船長若しくはコンテナヤード代表者に提出したときは、二十万円以下の罰金に処する。

第三百九十九条中「及び」を「又は」に改める。

（特殊貨物船舶運送規則の一部改正）

第二条　特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十八条」に改める。

第一条の二の二の次に次の一条を加える。

（質量の確定）

第一条の二の三　貨物をコンテナ（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第十九条の三に規定するコンテナであつて底面積七平方メートル（上部にすみ金具を有しないものにあつては十四平方メートル）以上のものに限る。以下この条及び第三十七条において同じ。）に収納して運送する場合は、コンテナの荷送人は、船積み前に、告示で定める手順に従い、前条第五号に掲げる貨物の質量について、次の各号のいずれかの方法により確定しなければならない。ただし、本邦各港間において運送する場合その他の告示で定める場合は、この限りでない。

一　貨物が収納されているコンテナの質量を、告示で定める計量器を使用して計量する方法

二　コンテナの質量及びコンテナに収納されている物の質量を、告示で定めるところにより個別に計量し、その合計を計算する方法

2　コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

3　前条及び前項の規定により提出された資料に記載された質量が第一項の規定により確定されたものでなければ、コンテナを船積みしてはならない。

第十五条の二の表国際航海（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第一項の国際航海をいう。）に従事しない船舶が航行する場合の項中「（昭和三十八年運輸省令第四十一号）」を削る。

第三十六条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第三十七条　コンテナの荷送人が、第一条の二の二（同条第五号に係る部分に限る。）の規定に違反して虚偽の貨物の質量が記載された資料を船長に提出し、又は第一条の二の三第一項の規定に違反して同項各号のいずれかの方法による計量を行わずに貨物の質量が記載された資料を船長に提出したときは、二十万円以下の罰金に処する。

2　コンテナの荷送人が、第一条の二の三第二項の規定に違反して虚偽の貨物の質量が記載された資料をコンテナヤード代表者に提出し、又は同条第一項の規定に違反して同項各号のいずれかの方法による計量を行わずに貨物の質量が記載された資料をコンテナヤード代表者に提出したときも、前項と同様とする。

第三十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中危険物船舶運送及び貯蔵規則第三百九十五条の次に一条を加える改正規定並びに第二条中特殊貨物船舶運送規則目次の改正規定、同令第一条の二の二の次に一条を加える改正規定（同令第一条の二の三第三項（同項の規定を改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則第三十一条の二において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）及び同令第三十六条第二項を削り、同条の次に二条を加える改正規定は、平成二十八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　前項ただし書に規定する規定の施行の日前に船積みされたコンテナを運送する場合については、当該運送が終了するまでは、この省令による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に船積みされたコンテナを運送する場合については、当該運送が終了するまでは、この省令による改正後の特殊貨物船舶運送規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。